《駐車監視員活動ガイドライン》

(令和6年6月1日)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の 取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされます。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

| 活 動 方 針 | 駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

	0	最 重	点	路	線								
					路	線	(区	間)				重	点時間帯
重	\bigcirc	国道161号 (大津港口2	交差点~	~京町-			≜点~	春日町	交差点	()		9周	垮∼21時
		JR大津駅北 ● 市道幹103 ● 県道大津停	7号線(中央大		-					点)	9周	垮∼21時
		重 点	路	線		N) (1L F	<u>⊣ 1,44</u>	7/4, 1	口人庄	2/11/			
ايرا					路	線	(区	間)				重	点時間帯
点		市道幹1032 (唐崎駅前交				差点))					9問	垮∼21時
路		県道大津草澤 (大津港口交			喬西詰	 i交差,	 点)					9周	垮∼21時
		市道幹1072 (におの浜二						重り)				9周	垮∼21時
		県道大津停耳 (浜大津一丁										9周	垮∼21時
線		市道幹1044 (におの浜二					昭和町	丁~膳所	· ~中庄	E)		9周	垮∼21時
		県道石山停耳 (JR石山駅南	車場線・	国道422	2号・市	占道南	2317	7線(唐標				9周	垮∼21時
	0	市道幹1057 (瀬田駅口交			四丁目	交差	 点)					9周	垮∼21時
	0 .	県道近江八幅 (大萱六丁目										9周	垮∼21時

	◎ 最 重 点 地 域	
	地 域	重点時間帯
	○ JR大津駅北口周辺	
重	(島の関、打出浜、中央一丁目~四丁目、京町一丁目~四丁目、末広町、御幸町	9時~21時
	、春日町、浜町、浜大津一丁目、梅林一丁目及びその付近一帯)	
	○ なぎさ公園周辺	9時~21時
ا⊾ا	(におの浜一丁目~四丁目、由美浜及びその付近一帯)	3时~21时
点		
	地 域	重点時間帯
	○ JR大津京駅周辺 (桜野町二丁目、松山町、皇子が丘一丁目~三丁目、御陵町)	9時~21時
地	○ JR石山駅周辺(御殿浜、晴嵐一丁目、松原町、粟津町、栄町、唐橋町、北大路	9時~21時
	一丁目、鳥居川町及びその付近一帯)	3世, 571时
	○ JR瀬田駅東口周辺(大萱一丁目、一里山一丁目~一里山四丁目及びその付近	9時~21時
	一帯)	3时~~21时
域	○ 瀬田地区(大江一丁目~大江八丁目、瀬田一丁目~二丁目、萱野浦、玉野浦	9時~21時
	及びその付近一体)	3时,271时
	○ 浜大津地区(浜大津二丁目~五丁目、長等一丁目~三丁目、札の辻及びその	9時~21時
	付近一帯)	34寸。211寸

- ※ 上記以外でも祭礼、行事等各種イベントや110番通報等により交通の円滑と危険防止のため確認を することがあります。
- ※ 警察官は上記の区域又は区域以外においても取締りを行います。

《滋賀県大津警察署》